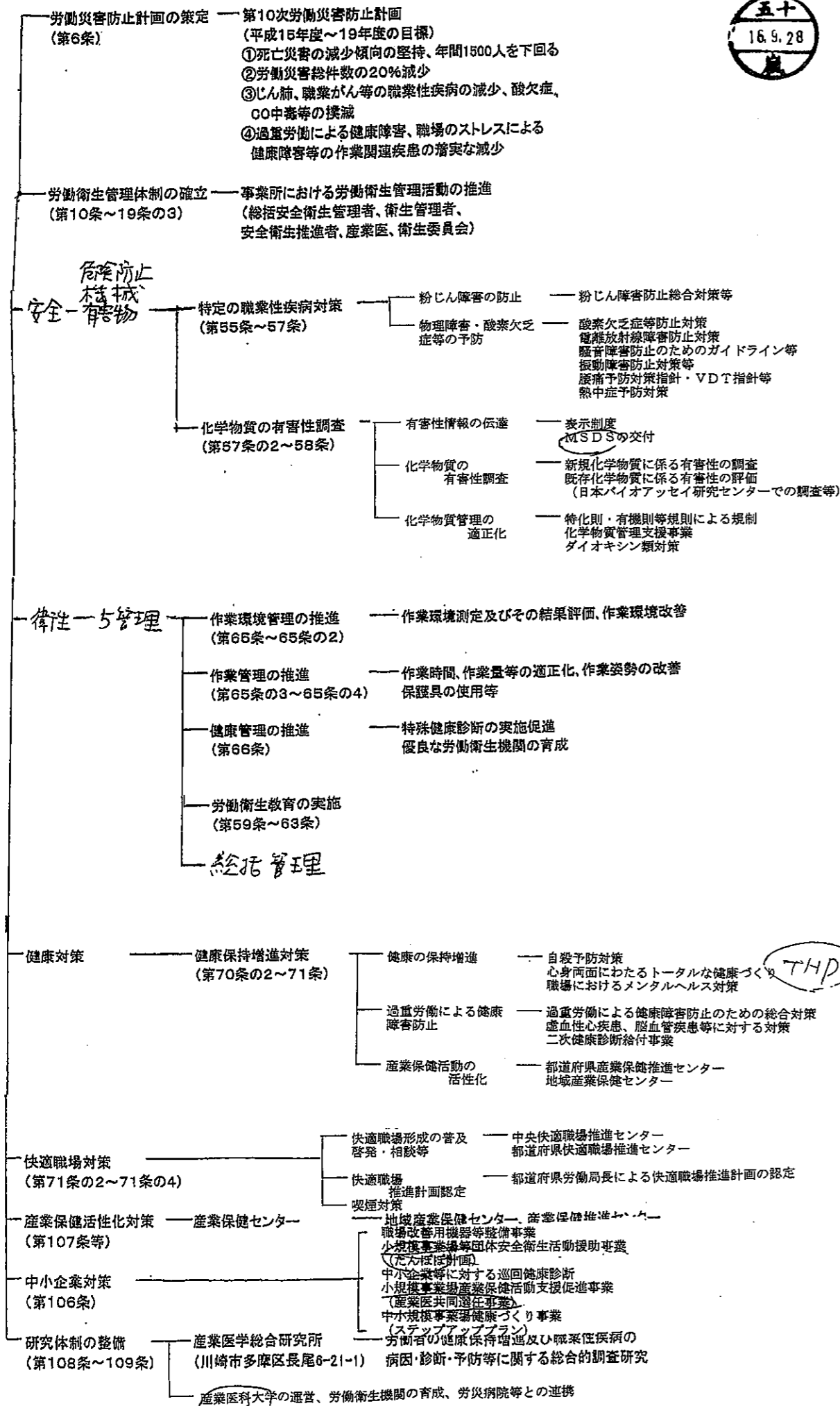


表3 労働安全衛生法



第1章 総則
 目的 (第1条)
 定義 (第2条)
 事業者等の責務、労働者の協力 (第3～4条)
 共同企業体についての適用 (第5条)

第2章 労働災害防止計画
 労働災害防止計画 (第6条)
 変更、公表、報告 (第7～9条)

第3章 安全衛生管理体制
 【個別の使用従属関係に着目した安全衛生管理組織】
 総括安全衛生管理者 (第10条)
 衛生管理者 (第12条)
 安全衛生推進者等 (第12条の2)
 産業医等 (第13条)
 作業主任者 (第14条)
 【調査審議機関】
 衛生委員会 (第18条)
 安全衛生委員会 (第19条)
 【下請混在作業関係に着目した安全衛生管理組織】
 統括安全衛生責任者 (第15条)
 元方安全衛生管理者 (第15条の2)
 店社安全衛生管理者 (第15条の2)
 安全衛生責任者 (第16条)
 【教育】
 安全衛生業務従事者に対する能力向上教育 (第19条の2)

第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置
 健康障害の防止 (第22条)
 危険時の措置 (第25条)
 労働者の遵守義務 (第26条)
 技術上の指針等の公表等 (第28条)
 元方事業者の講ずべき措置 (第29条)
 特定元方事業者の講ずべき措置 (第30条)
 注文者の講ずべき措置 (第31条)
 請負人の講ずべき措置 (第32条)

第5章 機械等及び有害物に関する規制
 第1節 機械等に関する規制
 譲渡等の制限等 [構造規格] (第42条)
 改善命令 (第43条の2)
 個別検定 (第44条)、型式検定 (第44条の2)
 定期自主検査 (第45条)
 第2節 有害物に関する規制
 製造等の禁止 (第55条)
 製造の許可 (第56条)
 表示等 (第57条)
 文書の交付等 (第57条の2)
 有害性の調査 (第57条の3)

第6章 労働者の就業に当たっての措置
 安全衛生教育 [雇入れ時等の教育、特別教育] (第59条)
 職長等の教育 (第60条)
 危険有害業務従事者に対する安全衛生教育 (第60条の2)
 就業制限 (第61条)

第7章 健康の保持増進のための措置
 作業環境測定 (第65条)
 作業環境測定の結果の評価等 (第65条の2)
 作業の管理 (第65条の3)
 健康診断 (第66条)
 自発的健康診断の結果の提出 (第66条の2)
 健康診断の結果の記録 (第66条の3)
 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取 (第66条の4)
 健康診断実施後の措置 (第66条の5)
 一般健康診断の結果の通知 (第66条の6)
 保健指導等 (第66条の7)
 健康管理手帳 (第67条)
 病者の就業禁止 (第68条)
 健康教育等 (第69条)

第7章の2 快適な職場環境の形成のための措置
 事業者の講ずべき措置 (第71条の2)
 快適な職場環境の形成のための指針の公表等 (第71条の3)

第8章 免許等
 免許 (第72条)、免許の取消等 (第74条)
 免許試験 (第75条)

第9章 安全衛生改善計画等
 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント業務 (第81条)
 労働衛生コンサルタント試験 (第83条)

第10章 監督等
 労働衛生指導医 (第95条)

第11章 雑則
 法令の周知 (第101条)
 健康診断に関する秘密の保持 (第104条)

第12章 罰則
 違反行為者・事業者 (第116～122条)